



東成瀬村地域経済活性化事業

村における創業、事業継承、経営革新及び販路開拓等の取組を支援することにより、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的にしています。

村内で商工業を営んでいる方、これから新規事業を起こしたい方を支援します！

◎対象者

- ・村内に事業所を有する者又は補助実施までに設置予定の者
- ・村税等の滞納がない者
- ・東成瀬村商工会へ加入又はすでに加入し継続する意思のある者

◎対象事業と補助額

①創業支援事業 新事業を立ち上げ、 新店舗開設や新商品 の開発などを支援	②経営革新事業 既存の事業所による 新商品開発や新サー ビスの提供などを支 援	③販路開拓事業 展示会や商談会への 出店や新商品の市場 動向等の調査などを 支援	④インバウンド 対策等支援事業 インバウンド誘客促 進に向けた受入れ環 境の整備やDX導入等
対象経費の1／2 (上限50万円)	対象経費の1／2 (上限50万円)	対象経費1／3 (上限20万円)	対象経費1／2 (上限25万円)

※各事業の対象経費の一部を補助します。申請は、同一年度につき1回限りの申請となります。

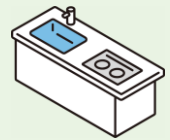
※補助金交付は、1会計年度において2事業に対して交付可能です。ただし、①+②の組み合わせは不可です。

◎補助金交付までの流れ

商工会に事前相談	実施したい事業内容や対象要件、スケジュールなどを商工会へ事前相談することが必須となります。
商工会指定の用紙を提出	必要な書類を添えて提出してください。
商工会による審査	提出された書類の内容をもとに審査をします。
役場に申請書を提出	商工会での審査後、申請書＋必要書類を提出してください。 補助金交付の可否を決定し、申請者に通知します。
工事着工・備品等の購入	補助金の交付決定を受けてから着工又は購入してください。交付決定前に着工した工事、また購入した備品は交付対象になりません。
実績報告を提出	工事等完了・代金支払い後、実績報告書を提出してください。
補助金の交付	実績報告書の内容を確認した後、指定口座へ振り込みます。

※実施年度を含めて3年間は、当該年度の翌年度の5月末までに事業実施状況報告書を提出してください。

◎対象経費



①創業支援事業 ②経営革新事業

- 新店舗を建てるのに係る経費（店舗工事、機械等設備、看板設置工事など）
- 新商品開発・販売に係る経費（業務用冷凍庫・冷蔵庫などの厨房機器、ICTの導入など）
- 新商品の魅力アップに係る経費（パッケージ・ラベル等のデザイン委託料、外注加工など）
- 専門家による新商品の市場動向等の調査に係る経費（謝金、旅費）

③販路開拓事業

- 広告ツールの作成に係る経費（パンフレット、ホームページ作成など）
- 展示会への出展に係る経費（出展料、ブース整備、旅費など）



④インバウンド対策等支援事業

- インバウンド誘客促進に係る費用（無線LAN設備整備工事、電子決済システム導入など）
- 誘客のための宣伝に係る経費（案内看板などの多言語化、商談会出展費用など）



※補助金交付要綱や申請書、実績報告書等の必要書類については村ホームページに掲載してます。

活用例 ＜創業支援＋販路開拓＞

①創業支援事業

【補助率1/2 上限50万円】

業務用冷凍庫	800,000円
ラベルデザイン(委託)	300,000円
補助対象経費	計1,100,000円

③販路開拓事業

【補助率1/3 上限20万円】

ウェブサイト作成	300,000円
商品チラシ作成	300,000円
補助対象経費	計600,000円

合計 700,000円

（内訳：創業支援50万円、販路開拓20万円）

活用例 ＜経営革新＋インバウンド＞

②経営革新事業

【補助率1/2 上限50万円】

業務用オープン購入	400,000円
パッケージ作成	300,000円
補助対象経費	計 700,000円

④インバウンド事業

【補助率1/2 上限25万円】

案内看板作成	200,000円
多言語用チラシ作成	100,000円
補助対象経費	計300,000円

合計 500,000円

（内訳：経営革新35万円、インバウンド15万円）

【お問合せ先】産業振興課／47-3406 東成瀬村商工会／47-2151

